

鳥取県土木工事施工管理基準の改定の概要について

令和7年2月
鳥取県県土整備部技術企画課

1 第2章 出来形管理基準の改正概要

○ 国交省が土木工事施工管理基準を令和6年3月に改定を行ったため、この改定に併せて最新の出来形管理基準の改定を行った。

(1) 新規に追加した工種等

編章節	工種	概要
1-2-3-2 (河川土工・海岸土工・砂防土工)	掘削工 (面管理の場合)	・測定項目及び規格値に「 法面 (軟岩 I) 」を追加
3-2-3-29 (共通の工種)	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	・測定基準に「 厚さ以外の測定項目については、 」を追加
3-2-4-4 (基礎工)	既設杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	・測定基準に「 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 」を追加
3-2-4-5 (基礎工)	場所打杭工	・測定基準に「 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 」を追加
3-2-4-6 (基礎工)	深礎工	・測定基準に「 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 」を追加
3-2-7-9 (地盤改良工)	固結工 (スラリー攪拌工)	・工種名を『 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)編 』による管理の場合』に改定
3-2-15-3 (擁壁工共通)	補強土壁工(補強土(テールアルメ)壁工法)(多数アンカー式補強土工法)(ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	・「2章共通の工種」を「2章 一般施工 」に修正
3-2-18-2 (床版工)	床版工	・測定箇所に 図面を新規追加
7-2-5-9 (突堤本体工)	石砕工	・工種名を「石砕工」から「 石砕工 」に修正
8-1-9-6 (鋼製堰堤工)	鋼製側壁工	・「9節鉄製堰堤工」を「9節 鋼製堰堤工 」に修正

(2) 3次元データによる出来形管理の読替え及び新規追加

① 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理が可能な工種に新規適用。

【3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) の出来形管理基準及び規格値】

編章節	工種	概要
3-2-3-6 (共通の工種)	小型標識工	・基礎の測定について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の適用が可能
3-2-3-7 (共通の工種)	防止柵工 (立入防止柵) (転落 (横断) 防止柵) (車止めポスト)	・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の適用が可能
3-2-3-8 (共通の工種)	路側防護柵工 (ガードレール)	〃
3-2-3-8 (共通の工種)	路側防護柵工 (ガードケーブル)	〃
3-2-3-10 (共通の工種)	道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	〃
3-2-3-29 (共通の工種)	側溝工 (場所打水路工)	〃
3-2-3-29 (共通の工種)	集水樋工	〃
8-1-8-4 (コンクリート堰堤工)	コンクリート堰堤本体工	〃
8-1-8-6 (コンクリート堰堤工)	コンクリート側壁工	〃
8-1-8-8 (コンクリート堰堤工)	水叩工	〃
10-1-11-4 (落石雪害防止工)	落石防止網工	・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の適用が可能
10-1-11-5 (落石雪害防止工)	落石防護柵工	〃
10-2-9-4 (標識工)	大型標識工(標識基礎工)	〃
10-2-9-4 (標識工)	大型標識工(標識柱工)	〃

(3) 主な出来形管理基準の変更内容

① 『(河川土工・海岸土工・砂防土工) 掘削工 (面管理の場合)』 の測定項目に法面 (軟岩 I) を追加

測定項目		規格値		測定基準	測定箇所
現 行			平均値	個々の計測値	
	平場	標高較差	±50	±150	
	法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160	
改 正 後			平均値	個々の計測値	
	平場	標高較差	±50	±150	
	法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160	
	法面 (軟岩 I) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330	

② 『(床版工) 床版工』 の測定箇所に関面を追加

測定項目		規格値	測定基準	測定箇所
現 行	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	
	幅w	0~+30		
	厚さt	-10~+20		
	鉄筋のかぶり	設計値以上		

	鉄筋の有効高さ	±10	中央測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。	
	鉄筋間隔	±20	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。	
	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。	
改正後	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10mに1ヶ所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	
	幅w	0～+30		
	厚さt	-10～+20		
	鉄筋のかぶり	設計値以上		
	鉄筋の有効高さ	±10		
	鉄筋間隔	±20		
	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。	

2 第3章 品質管理基準の改正概要

○ 国交省が土木工事施工管理基準を令和6年3月に改定を行ったため、この改定に併せて最新の品質管理基準の改定を行った。

(1) 追加した試験時期・頻度等 (品質管理基準の変更箇所一覧表)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
1セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	粗骨材のすりへり試験	JISA1121 JISA5005	碎石40%以下 砂利35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122 JISA5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JISA5308 附属書 JC	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水质が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
			練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JISA5308 附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	製造(プラント)	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。
				連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1回の試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂試験の測定回数は3回と(1回の試験の判定は3回の測定値の平均値)」(JSCE-C502-2023、503-2023)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。
			コンクリートの圧縮強度試験	JISA1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。
4プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場	粗骨材のすりへり試験	JISA1121 JISA5005	JISA5364 JISA5308	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	試験成績表による。

工種	種別	試験区分 (含は除く)	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
			砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	試験成績表による。濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122 JISA5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	試験成績表による。
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JISA5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回以上/12か月及び水质が変わった場合。	試験成績表による。上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
15転圧コンクリート	材料 (JIS マーク 表示されたレディー ミクスト コンクリートを使用する 場合は 除く)	その他	練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JISA5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水质が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JISA5308 附属書 JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水质が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	製造 (プラント) (JIS マーク 表示されたレディー ミクスト コンクリートを使用する 場合は 除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・総使用量が50㎡未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
					率：15%以下		
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I502- 2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は2回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。
21補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「R計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JISA1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JISA1210) C・D・E法)または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験(JISA1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上
22吹付工	材料	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122 JISA5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JISA5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
			回収水の場合：JISA5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
					縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		
	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。
			ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。
22吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023、503-2023)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JISA1107 JISA1108 土木学会規準 JSCE-F561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照
23現場吹付法砕工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122 JISA5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JISA5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
			練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JISA5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
23現場吹付法砕工	製造 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。
				連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。
	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JISA1107 JISA1108 土木学会規準 JSCE-F561-2023	設計図書による	1回6本吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm ² 以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1回の塩化物イオン含有率試験方法）	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
						の測定値の平均値。	設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照
24河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が 最大乾燥密度 の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85% ≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2% ≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満:10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
25海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が 最大乾燥密度 の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満:10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
26砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が 最大乾燥密度 の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満:10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
27道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体:次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が 最大乾燥密度 の92%以上(締固め試験(JISA1210)A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満:10点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
					<p>可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JISA1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JISA1210）C・D・E法）。</p> <p>【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。</p> <p>または、設計図書による。</p>	・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	
29コンクリートダム（高さ15m以上の砂防堰堤を含む）	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109 JISA1110 JISA5005 JISA5011-1～5 JISA5021	<p>絶乾密度：2.5以上 吸水率： [2023年制定] コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。</p>	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	<p>JISA5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JISA5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JISA5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JISA5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JISA5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JISA5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JISA5021（コンクリート用再生骨材H）</p>
			砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122 JISA5005	<p>細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下</p>	<p>砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。</p>	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			粗骨材のすりへり試験	JISA1121	40%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JISA5308附属書JC	<p>懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</p>	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水质が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
				回収水の場合：JISA5308 附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
29コンクリートダム（高さ15m以上の砂防堰堤を含む）	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	
				連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1回の試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂試験の測定回数は3回とする」試験の判定は3回の測定値の平均値。 （JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。
30覆工コンクリート（NATM）	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	粗骨材のすりへり試験	JISA1121 JISA5005	砕石40%以下 砂利35%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122 JISA5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JISA5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合：JISA5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	
30覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JISA1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回/日以上、175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 ・構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ² ~150m ² ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は基本とする。
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023,503-2023)または設計図書の規定により行う。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
						することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	
			空気量測定	JISA1116 JISA1118 JISA1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023,503-2023)または設計図書の規定により行う。
31吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JISA5308附属書JC	懸濁物質の量: 2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/ℓ以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合: JISA5308附属書JC	塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	
31吹付けコンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023,503-2023)または設計図書の規定により行う。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
			コンクリートの圧縮強度試験	JISA1108 土木学会規準 JSCE-F561-2023	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023,503-2023)または設計図書の規定により行う。
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法(JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023,503-2023)または設計図書の規定により行う。
		その他	スラブ試験	JISA1101	スラブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スラブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023,503-2023)または設計図書の規定により行う。
			空気量測定	JISA1116 JISA1118 JISA1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023,503-2023)または設計図書の規定により行う。

3 第4章 写真管理基準の改正概要

○ 国交省が土木工事施工管理基準を令和6年3月に改定を行ったため、この改定に併せて最新の品質管理基準の改定を行った。

(1) 国交省の写真管理基準(案)に合わせて改定した箇所

項目	変更内容
第4章 写真管理基準 2.撮影 2-5 写真の編集等	<ul style="list-style-type: none"> 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について』(令和5年3月15日付け、国技建管第6号)に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

(2) 国交省の撮影箇所一覧表(品質管理、出来形管理)に合わせて改定した箇所

【撮影箇所一覧表(品質管理)】

※撮影項目を変更した工種を記載

番号	工種	現行		改正後	
		撮影項目	撮影頻度[時期]	撮影項目	撮影頻度[時期]
29	コンクリートダム(施工)	コンクリートのブリーディング試験	配合毎に1回 [試験実施中]	コンクリートのブリーディング試験	配合毎に1回 [試験実施中]

【撮影箇所一覧表(出来形管理)】

※変更した該当箇所を記載

編	章	節	条	枝番	現行			改正後			
					工種	撮影頻度[時期]	摘要	工種	撮影頻度[時期]	摘要	
3	2	3	18								
土木工事共通編	一般施工	共通的工種			沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	3-2-2-18	沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	3-2-3-18	

現行					改正後					
編	章	節	条	枝番	工種	撮影頻度 [時期]	摘要	工種	撮影頻度 [時期]	摘要
3	2	3	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	3-2-2-29	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	3-2-2-29
3	2	3	29	3	暗渠工	幅 深さ	3-2-2-29	側溝工 (暗渠工)	幅 深さ	3-2-2-29
3	2	7	9	1	固結工 (粉末攪拌工) (高圧攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	深度	1 施工箇所に1回 〔打込前後〕 ただし、(スラリー攪拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	固結工 (粉末攪拌工) (高圧攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	深度	1 施工箇所に1回 〔打込前後〕 ただし、(スラリー攪拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。

現行					改正後								
編	章	節	条	枝番	工種	撮影項目	編	章	節	条	枝番	工種	撮影項目
3	2	13	1		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (吊掛架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	3	2	13			架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (吊掛架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況
3	2	16	1		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	3	2	16	3		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況
3	2	18	1		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効 高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	3	2	18	2		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効 高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔
6	7	4	6	1	本体工 (床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	6	7	4	6		本体工 (床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅
6	7	4	8	1	水叩工	幅 厚さ	6	7	4	8		水叩工	幅 厚さ
7	2	5	9		石砕工	厚さ 高さ	7	2	5	9		石砕工	厚さ 高さ

編	章	節	条	枝番	現行			改正後		
					工種	撮影項目	摘要	工種	撮影項目	摘要
10 道路 編	2 舗装	12 道路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	10-2-12-5-2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	10-2-12-5
10 道路 編	2 舗装	12 道路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 高さ	10-2-6	照明工 (照明柱基礎工)	幅 高さ	10-2-12-6